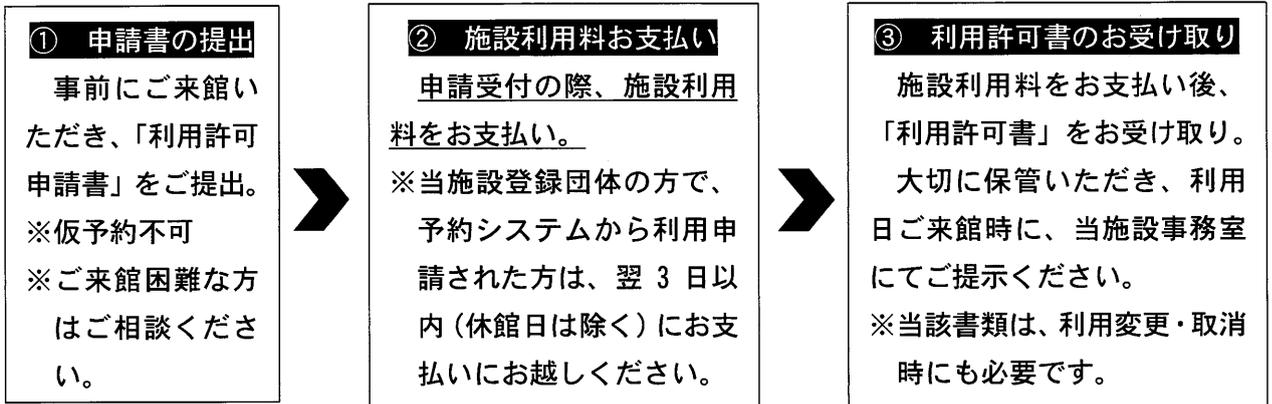


施設利用にあたってのお願い

1 施設利用の申込時について

◆申込方法



◆申込受付期間

区分		受付期間
ホール	音楽文化事業	1年前から1か月前まで ※初日に抽選会実施。以後は先着順で受付。
	上記以外	6か月前から1か月前まで ※先着順。
練習室	音楽文化事業	6か月前から前日まで ※先着順。
	上記以外	4か月前から前日まで ※先着順。

※「初日」とは、利用日の12か月前に当たる月の最初の開館日で、その日が休日等に当たるときは、翌日以降の休日等に当たらない最初の開館日となります。初日から翌年の同月1か月分の受付を開始します。

(1) ホール利用申込時について

ホールと同時に練習室を利用するご計画の場合、練習室の申込受付期間前であっても、ホールとあわせて、練習室の利用申し込みも行うことが可能です。

なお、当施設は、ホールと練習室が併設となっており、練習室の利用状況によっては、ホールでの催物の妨げとなる場合がありますので、特にホールを本番でご利用の際は、練習室を合わせてのご利用をお勧めします。

ホール	併設練習室	状況
メインホール	第2、3練習室	出演者控室と併設練習室は、廊下を共有している。 吹奏楽団、管弦楽団等の利用有り。
小ホール	第1練習室	併設練習室が舞台袖裏手にあり。和太鼓団体等の練習利用あり。

(2) 施設の利用時間について

当施設の利用可能時間は 9 時から 22 時までで、次の 3 区分に分けてご希望の時間区分をご利用いただけます。

午前区分	午後区分	夜間区分
9:00～12:30	13:00～17:00	17:30～22:00

準備・片付け・清掃は、主催者の皆さんにお願いしています。利用申請時には、準備（楽器等搬入、調律及び会場準備等）から片付け（楽器等搬出等）まで対応可能な時間区分をご申請ください。

時間延長等は、他の区分利用者の支障となるため、原則として認められませんので、計画を立てる際はご注意ください。

なお、早くても 9 時までにはご入室できません。また、遅くても 22 時には完全閉館となり、駐車場も閉館時間にあわせて施錠されます。

ちなみに、夜間区分をご利用され、設備利用料等の精算がある場合は、できるだけ 21 時までにお済ませください。

(3) 施設内の飲食等について

ホール及び練習室内では飲食はできません。

ただし、次の場合は、認めることがありますので、事前にご相談ください。

- ① 「終日」「午後・夜間区分」「夜間区分」の利用で、天候及び利用人数の関係からやむを得ない事情がある場合。（この場合でも、メインホール内は不可。）
- ② 「終日」「午後・夜間区分」「夜間区分」の利用で、演奏会等催物に付随して行われる演奏者との交流を主目的とした、飲酒を伴わない軽易な歓迎会等のために小ホールを利用する場合。

(4) 「練習」「準備」の判断について

当施設の条例には、ホールを「専ら練習、準備又は撤収」のために利用する場合、施設利用料を規定額の70%とする減免規定があります。「専ら練習、準備又は撤収」のうち、「練習」「準備」については、下記の要素から判断しています。

◎「専ら練習」かどうか

ホールの利用において、下記の項目に該当する場合は、練習利用とは言い難いため、施設利用料は規定額となります。

- 本番用照明（A～Cセットのどれか）を利用。（音文で本番が予定され、それに対する本番を想定した稽古や、ゲネプロ等は除く。準備又は撤収での利用も除く。）
- 舞台技術者のオペレーションが必要。（音文で本番が予定され、それに対する本番を想定した稽古や、ゲネプロ等は除く。搬入での利用も除く。）
- 出来栄チェックのため以外の録音・撮影等が行われる。（コンクール、動画配信等、外部に提出・発信するもの。）
- 練習の成果を披露する場になっている。
- 企画としての側面がある。（演奏体験、セミナー又はクリニック等）
- 総会、会議等の利用である。
- 観客がいる。（付き添い等は除く。）

◎「専ら準備」かどうか

楽器や机、椅子を配置（搬入含む）する等、会場のセッティングのために利用する場合は、準備利用であると判断しています。

また、楽器の調律だけに利用する場合も、準備利用であると判断しています。

当初の利用申請で、「専ら練習、準備又は撤収」との判断を受けられた場合でも、後のご計画の変更で上記項目に該当する利用となっていた場合は、利用目的の変更手続き及び施設利用料を精算いただきますので、ご注意ください。

(5) 利用の変更・取消について

ア 変更の手続きについて

「利用許可変更申請書」（当施設事務室にある所定の用紙）に必要事項をご記入いただき、利用許可書と一緒に当施設事務室にご提出ください。

その際、施設利用料が当初の利用申請内容と比較して増加する場合は、差額をお支払いください。

なお、利用日及び利用目的の変更（*1）は、一度当初の利用申請を取り消し、新しく利用許可申請をする必要があります。

*1… 利用目的を「ホールを専ら練習、準備又は撤収のための利用」から「それ以外の利用」に変更又はその逆に変更する場合の利用目的変更は、変更の手続きで行うことが可能です。

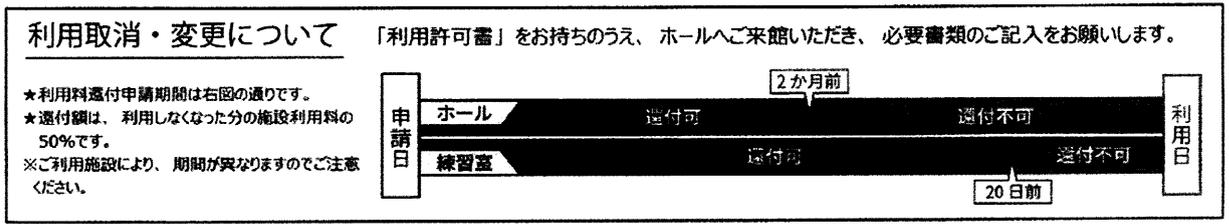
イ 利用取消の手続きについて

「取消届」(当施設事務室にある所定の用紙)に必要事項をご記入いただき、利用許可書と一緒に当施設事務室にご提出ください。

ウ 還付について

利用変更及び取消に伴い施設利用料が減少する場合、申し出の時期によっては既納額の半額還付を受けられます。

「還付申請書」及び「請求書」(両用紙は当施設事務室にあり)に必要事項をご記入いただき、利用許可書と一緒に当施設事務室にご提出ください。なお、還付申請期日は、ホールは利用日の2か月前まで、練習室は利用日の20日前までです。



2 施設利用前について

(1) 演奏会等を開催するにあたって

ア チラシ掲載内容について

「お問い合わせ先」には、主催者の連絡先として、必ず電話番号を記載してください。また、催事会場又はプレイガイド先として、「松本市音楽文化ホール」の記載をお願いします。

【記載例】

<お問い合わせ先>

主催者 ○○ 電話番号○○…

<プレイガイド（又は会場）>

松本市音楽文化ホール 電話番号○○…

※催物情報の広報について、当施設公式 web サイトや当施設友の会刊行物に掲載することが出来ます。「公演情報掲載希望」用紙に必要事項をご記入の上、施設利用申請書と一緒にご提出ください。なお、提出後でも、掲載内容（催物名、開演時間等）の変更については、可能な範囲で受け付けます。

イ プレイガイド用チケットの取り扱いについて

Web サイト又はチラシ等にプレイガイドとして松本市音楽文化ホールを記載する場合は、告知前に必ずチケットをホールにお預けください。

※プレイガイドとして、松本市音楽文化ホールの記載があるにも関わらず、ホールにチケットが届いていない又はチケット取扱依頼をしていない催物が過去にありました。

お客様及び施設職員が混乱するため、web サイトへの掲示又はチラシ等の配布前に必ずチケットをホールにお預けください。また、チケット発売開始日を記載し、それ以前にお預けくださっても差し支えありません。

ウ 駐車場について

本番時の来場者用駐車場は、ホール南側をご案内ください。

※駐車台数に限りがあります（約 270 台）。メインホールと小ホールで同時利用の場合などは、特に駐車スペースが足りません。トラブルとならないよう予め双方の主催者で話し合いのうえ調整いただくとともに、公共交通機関による来場の呼びかけを必ずしてください。また、主催者の責任のもと駐車場警備員をご手配ください。

※駐車場以外の場所への駐車はご遠慮ください。特に隣接の市営住宅専用駐車場及び公道上への駐車は絶対にされませんよう周知徹底をお願いします。

エ 事前打ち合わせについて

ホールで催物を行う場合、2週間前までに、舞台設営・利用設備・当日の進行方法等について、当施設舞台技術担当者との事前打ち合わせが必要です。進行表等をご持参ください。

また、当日配布（販売）するプログラムを2部ご提出ください。

なお、打ち合わせ可能日が限られますので、日時について予め調整のご連絡をお願いいたします。

オ 調律について

ピアノ、オルガン、チェンバロの調律が必要な場合、当施設舞台技術担当者にご相談いただき、主催者が直接ご手配ください。なお、それぞれの楽器につきましては、下記の方がホール指定調律師です。連絡先をご存知ない方は、当施設へお問い合わせください。小ホールのピアノについては、指定はありません。

(ア) ピアノ(メインホール用外国産ピアノ)

鈴木 日出夫 氏、山下 吉美 氏、下里 誠人 氏、熊田 晋 氏

(イ) チェンバロ

山下 吉美 氏

(ウ) オルガン(メインホール、小ホール)

マテュー・ガルニエ 氏

(エ) ポジティブオルガン

古川 里香 氏

カ 要員の手配

ホールの音響・照明にかかる基本操作は、各1名当施設舞台技術担当者が対応します。それ以外の機材の操作・演出効果等に係る要員は、主催者側でご手配ください。

また、入場整理・チケット対応・客席案内・クローク対応・場内アナウンス・駐車場整理及び非常時誘導員等の要員も主催者側でご手配ください。

キ 各種届出について

(ア) 施設内で物品を販売する場合は、予め「物品販売承認申請書」をご提出ください。また、販売申請手数料が必要となりますのでご準備ください。

(イ) 施設内で裸火を使用する等、火災予防条例上、届出の必要がある場合は、予め渚消防署長宛に手続きを行ってください。(松本広域消防局渚消防署 TEL0263-25-3988)

(ウ) 著作権関係の手続きは主催者が行ってください。

(2) ホールを練習で利用する場合

ホールを円滑に利用するため、ホールを練習等で利用する場合は、「ホール設備利用申請表」を記入し、利用日の1週間前までにFax等でご通知ください。

(3) 誘導用等の掲示方法について

会場への誘導等、観客や参加者への利用当日の周知方法として掲示をする場合は、施設の壁や扉への貼付は避け、基本的にはポスター掲示板や案内板のご使用をご検討ください。その際は、弱粘性のテープ（養生テープ等）での貼付をお願いいたします。（セロハンテープやガムテープはNGです。粘着力が強いため、備品への汚れや傷防止のためです。）

また、片付けの際は、掲示物の外し忘れが無いかのご確認もお願いいたします。

3 利用当日について

(1) 利用当日の入館・退館時について

利用当日は、利用開始時に事務室で施設利用許可書の確認・捺印を受け、「ホール・練習室等利用状況報告書」をお受け取りください。

※許可書をお持ちでない方が先に入館する場合は、事務室でその旨の許可を受けてからご入館ください。退館の際は、記入済みの「ホール・練習室等利用状況報告書」をご提出ください。

(2) 空調の申し込みについて

ホール冷暖房の利用には申込書の記入が必要です。

当日利用開始時及び利用途中の申し込みの場合は、室温が安定するまで時間を要しますので、予めご了承ください。

利用前日までに申込書を提出した場合は、利用開始時に室温が安定するように準備します。その場合、当日利用開始時のキャンセルは承れませんので、利用が不確定の場合は当日お申し込みください。

(3) 事務室前ロビー等の共有空間について

メインホール、小ホールで同時に催物がある場合、事務室前ロビーなどはお互いに譲り合ってご利用ください。

(4) 施設出入口(特に、楽屋口)の扉の開閉について

空調機への負担、虫の侵入や省エネの観点から、施設への出入りや楽器搬入出の際は開けっ放しにはせず、こまめに閉めていただきますようご協力ください。

4 災害時の対応について

(1) 当施設は、松本広域連合火災予防条例等により、次のことが定められていますので遵守願います。

ア 客席定員（メインホール：693名、小ホール：180名）

イ 客席内の避難通路に観客を収容しないこと。

(2) 万が一災害等が発生した場合においては、観客の皆様を安全に避難させることを第一に、主催者側においても避難誘導體制が取れますようにご配慮ください。

また、安全確保の観点から、施設管理者として公演の中止・中断をお願いすることがございますので、予めご了承ください。

(3) ホールを本番で利用する場合は、災害等、来場者の避難誘導が必要となった時に備えて、所定の用紙（「防火管理に関わるお願い」）に避難誘導総括責任者等を記入し、その写しを利用前にご提出ください。（舞台打ち合わせ時も可。）

(4) 避難経路、避難口及び避難扉の解錠方法も載っていますので、別紙「本番中に火災が発生したら」「本番中に地震が発生したら」を熟読し、万が一の災害に備えてください。また、別紙「災害時のアナウンス例」もご参考にご使用ください。

(5) 当施設は松本市の指定避難所に位置づけられています。松本市内で震度6弱以上の地震が発生した際に、避難所としての運用を開始します。その場合は、利用中断、そして避難所として運用している間は利用出来なくなることを、ご了承ください。

(6) 大規模地震と原子力災害の複合災害発生時において、中部電力(株)浜岡原子力発電所が所在する御前崎市民の方々が松本市へ広域避難することになった場合、松本市音楽文化ホールが松本市の避難経路所（*2）として使用されます。

その場合、避難で松本市に来られた方々の自家用車等が駐車場に長期間駐車することが考えられますので、南側駐車場等が利用出来ない可能性がありますことご注意ください。

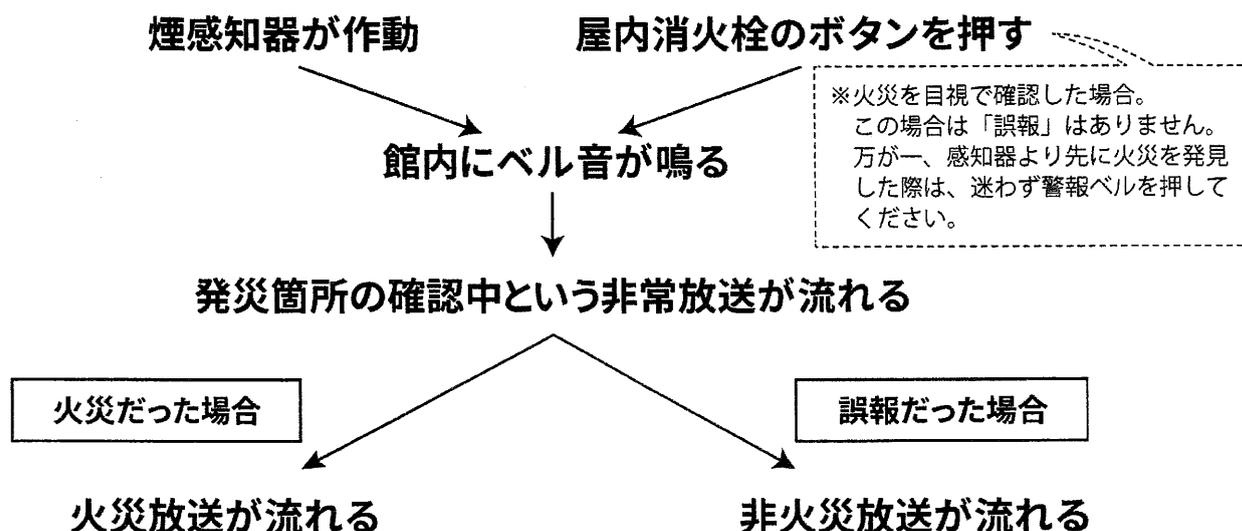
*2… 避難経路所とは、地理的に不案内な広域避難者の避難先の第一目的地となり、避難所を目指す経路地点です。

本番中に火災が発生したら

～はじめに～

災害発生時の行動については、発災箇所、災害の度合い、集客状況等様々な要因が複雑に絡み合うため、「この通りに行動すれば良い」というマニュアルを作成することは究極的には不可能とされます。そのため、本マニュアルは、あくまでも火災発生時における行動の指針である、ということを念頭に置いてご利用ください。

防災装置が異常を検知した場合、以下のような状況となります。



・・・つまり

本番中であれば、出演者もお客様も異常に気付く事態となります。

ベルと同時に、やみくもに避難を開始すれば混乱のもととなりますので、主催者様におかれましては、お客様を落ち着かせるアナウンスなどを行うと同時に

施設管理者と連絡を取り合い、正しい状況判断を行ってください。

そのうえで、実際火災であった場合は、各扉の誘導員の指示のもと最寄りの避難路から、お客様ならびに出演者の方を館外へ避難させてください。

また、非火災であった場合は、いったん会場内を落ち着かせた後、演奏再開ということも可能かと思われます。

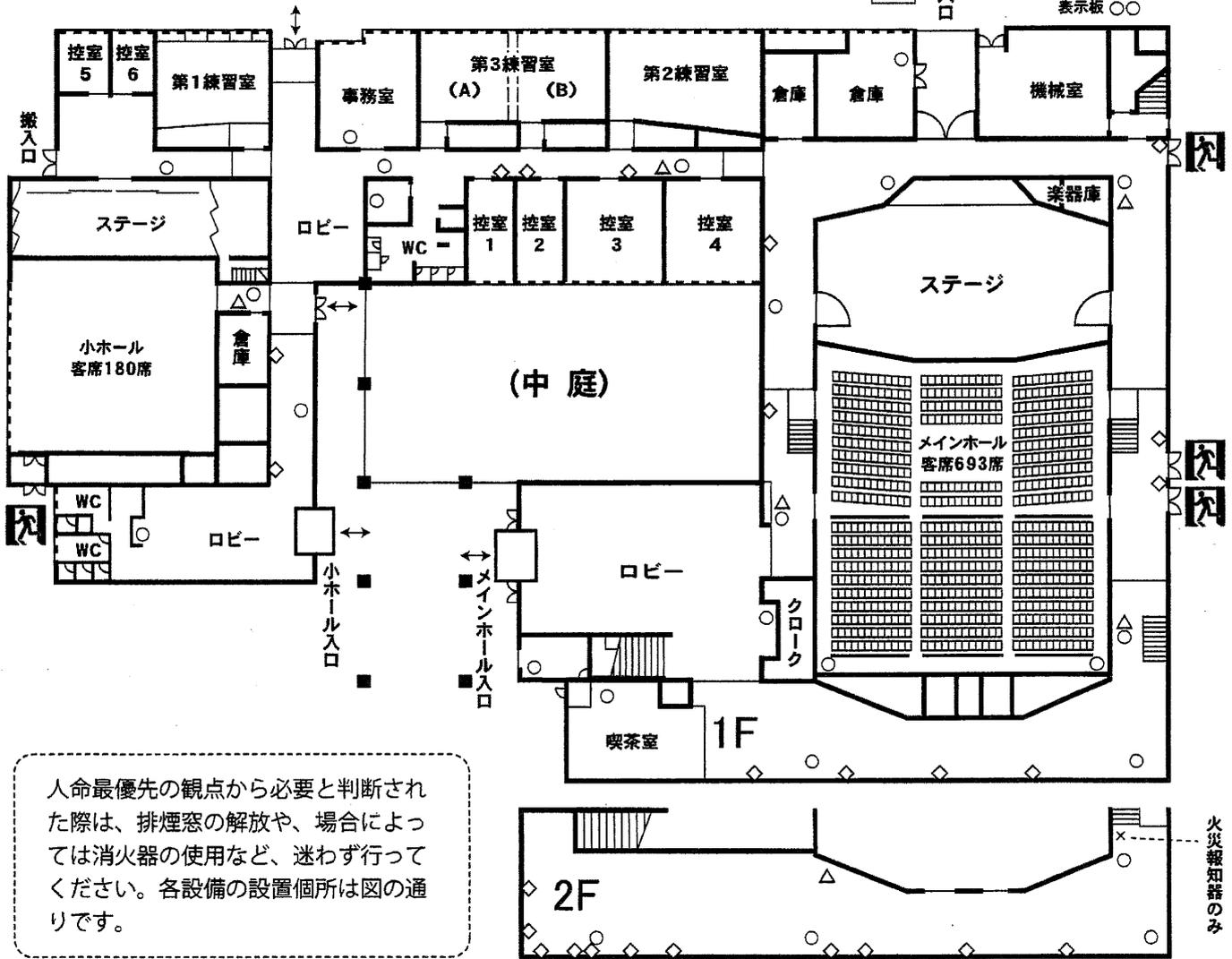
ただし、

確実に非火災と判断するにはかなりの時間が必要な場合も考えられますので、少しでも不安があれば、避難を優先させてください。

屋内消火栓・消火器等配置図

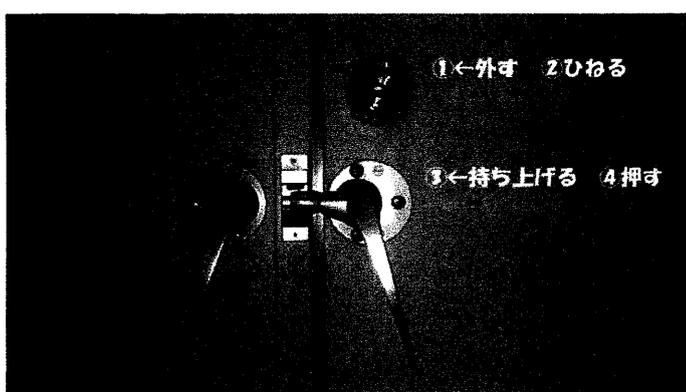
※音文に設置されている消火器は、一旦噴射を始めてもハンドルを離すと噴射が止まるタイプのものです。

○・・・消火器
 △・・・消火栓
 ◇・・・排煙窓



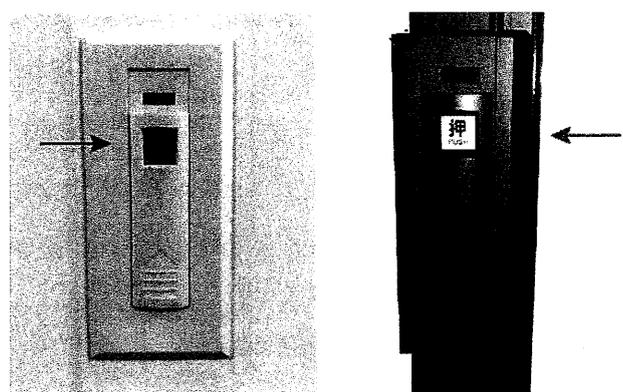
人命最優先の観点から必要と判断された際は、排煙窓の解放や、場合によっては消火器の使用など、迷わず行ってください。各設備の設置個所は図の通りです。

非常口扉の開け方



- ①プラスチックカバーを外す。
- ②サムターンを回す。
- ③ハンドルレバーを持ち上げる。
- ④扉を押す。

排煙窓の開け方



火災被害の状況に応じて、排煙窓を開けてください。
 ※作業は「押」ボタンを押すだけです。

本番中に地震が発生したら

判断基準の目安

① 継続の基準：舞台が継続している

揺れが小さく舞台が継続、気づいた観客も騒がずに黙っている

- 必要があれば観客にアナウンス（なければ続行）
- 舞台装置、設備機器、楽屋の状態の確認
- 施設管理者と情報共有。火災の恐れの確認
- 関係者と対応を協議・決定
- 公演続行をホール事務室に報告

② 中止の基準：恐怖で舞台が自然と中断した

驚いて舞台が止まる、観客が大きくどよめき舞台継続困難

- 照明を明るく（当施設舞台技術担当者に連絡）
- パニック防止のため観客にアナウンス、出演者は楽屋へ
- 落下の恐れがある物の近くにいる観客を移動
- ホールや楽屋の被害状況確認
- 施設管理者と情報共有。火災の恐れの確認
- 関係者と対応を協議・決定
- 公演の中止をアナウンス、関係者へ情報提供
- 観客を避難誘導

③ 協議：揺れはそれほどでもないが舞台が中断した

演者が驚いて演奏（演技）をやめた、あるいは主催者が舞台を中断

- パニック防止のため観客にアナウンス
- 舞台装置、設備機器、楽屋の状況確認
- 施設管理者と情報共有。火災の恐れの確認
- 関係者と対応を協議・決定
- 舞台を再開（中止）アナウンス
- 公演続行（中止）をホール事務室に報告

※公演中止の判断は、基本的には主催者が行うものとなります。ただし、音楽文化ホールは、松本市の指定避難所となっているため、災害の規模によっては、施設の利用そのものを取りやめていただく場合があります。

※上記①②③いずれの場合でも、火災が発生した場合は避難が必要となります。

災害時のアナウンス例

【アナウンス時の留意点】

- ・ アナウンスは、簡潔で分かりやすい内容とし、同一の内容を2度繰り返し、アナウンスする。できるだけ同じ人（主催者）がアナウンスする。（混乱を防止するため。）
- ・ 全てのアナウンスに、「繰り返します。」と添え、2回繰り返す。
- ・ 「マイクが使用できない。」「マイクまで距離がある。」「マイク周辺が危険な状態である。」等、影アナマイクが使用不可であると判断される場合は、舞台袖の拡声器もしくは拡声なしで客席へアナウンスする。

◎ 火災発生時

火災発生時（避難誘導のお知らせ）

「お知らせします。ただいま、建物内（場所が聞き取れれば、具体的な場所も添える。）で火災が発生しました。これよりお客様を順次避難誘導いたします。客席扉にいる係員の指示に従い、どうか慌てずに移動してください。（「繰り返します。」と添え、2回繰り返す。）」

◎ 地震発生時

① 地震発生中

「皆さま、姿勢を低くして、荷物などで頭を守り、係員の指示があるまでその場から動かないでください。（「繰り返します。」と添え、2回繰り返す。）」

② 揺れが収まってから（地震発生のお知らせ）

「ただいま大きな地震が発生しました。現在、係員が施設内の安全確認を行っております。余震発生の可能性もあるため、ご来場のお客様は身の安全を確保し、係員の指示があるまでその場にて待機してください。（「繰り返します。」と添え、2回繰り返す。）」

③ 必要に応じて

状況	アナウンス例
出演者が揺れに気づき、公演等が一時中断した場合	ただいま、地震が発生しましたので、公演を一時中断しております。新しい情報が入り次第、お知らせいたします。（「繰り返します。」と添え、2回繰り返す。）
公演が再開できる場合	館内の安全が確認されました。〇〇分後に公演を再開いたします。今しばらくお待ちください。（「繰り返します。」と添え、2回繰り返す。）
停電の場合	ただいま、全館で停電が発生しました。館内の照明は、非常用照明のみとなります。暗くなっておりますので、ご注意ください。（「繰り返します。」と添え、2回繰り返す。）
来場者の怪我への配慮	怪我をされた方は、係員にお申し出ください。（「繰り返します。」と添え、2回繰り返す。）
施設外への避難が必要とされた場合	お知らせします。ただいまから屋外に避難いたします。避難誘導員が誘導いたしますので、落ち着いて避難場所の島内公園へ避難してください。（「繰り返します。」と添え、2回繰り返す。）

※ 以下にご記入後、コピーをご提出ください。
 (原紙は、催物当日のために保管ください)

防火管理に関わるお願い

当ホールをご使用の際、以下の事にご協力いただきますようお願いいたします。

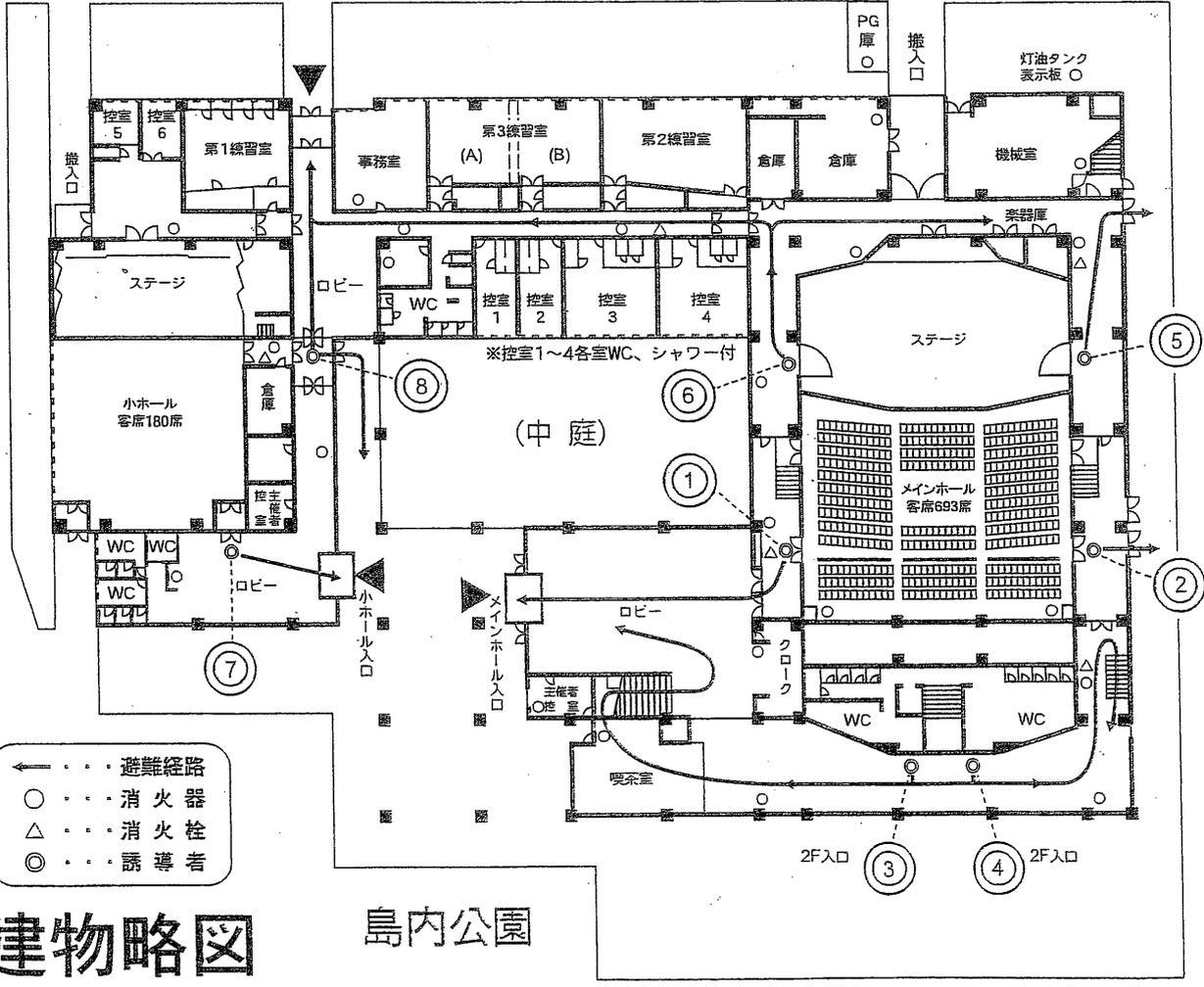
1. 定員を超えて観客を入场させないでください。
2. 客席内の避難通路には観客を収容しないでください。
3. その他、消防関係法令の規定を遵守してください。
4. 万が一災害が発生した場合に対応できるよう、次の点にご留意ください。
 - ① あらかじめ主催者側で避難誘導體制を組み、徹底を図っていただくとともに、催物当日までに下記に記入のうえ、写しを当ホールあてに提出してください。
 - ② 避難誘導する先は、隣接の「島内公園」等とし、消防活動の支障となるホール周辺及び南側駐車場とはしないでください。

お客様の安全確保を優先第一に、全員の避難が完了するまでホール職員ともども事に当たっていただけますようご協力のほどお願いいたします。

◆ 避難誘導総括責任者： _____

◆ 担当係員配置計画 (下記①～⑥はメインホール、⑦～⑧は小ホール使用の場合の最低限の個所です。満席が予想される場合等は更に必要と思われる個所への増配をお願いします。) カッコ内には担当される方の氏名をご記入ください。

- ① () ② () ③ () ④ ()
 ⑤ () ⑥ () ⑦ () ⑧ ()



建物略図

令和7年度ホール予約受付開始日

該当利用月		予約受付開始日	備考
令和8年	4月分	令和7年4月1日(火)	
	5月分	令和7年5月1日(木)	
	6月分	令和7年6月3日(火)	※
	7月分	令和7年7月1日(火)	
	8月分	令和7年8月1日(金)	
	9月分	令和7年9月2日(火)	※
	10月分	令和7年10月1日(水)	
	11月分	令和7年11月5日(水)	※
	12月分	令和7年12月2日(火)	※
令和9年	1月分	令和8年1月6日(火)	※
	2月分	令和8年2月3日(火)	※
	3月分	令和8年3月3日(火)	※

(1) 受付開始日は、平日の第一開館日です。

※印の月は、受付開始日が1日(ついたち)ではないので、ご注意ください。

(2) 利用申込を希望される方は、申込受付日の朝9:00までに、音楽文化ホールの事務室前ロビーにお集まりください。

令和7年3月14日

利用者のみなさま

一般財団法人 松本市芸術文化振興財団
松本市音楽文化ホール

松本市音楽文化ホール利用料金の改定について

この度、松本市音楽文化ホール条例の改正に伴い、ホール利用料金の改定を行います。詳細は以下のとおりです。

1 改定後の料金設定

メインホール、小ホールともに「入場料無料～1,000円」を現行料金の2割増とし、基本料金として設定。その他の入場料区分は、以下のとおり設定します。

「1,000円超～3,000円以下」 基本料金×1.3倍（従来は1.5倍）

「3,000円超～5,000円以下」 基本料金×2倍

「5,000円超」 基本料金×2.3倍（入場料区分新設）

2 料金改定率について

改正となった条例の範囲内（最大5割増）で周辺施設の料金設定も参考にしながら可能な限り値上げ幅を抑えた結果、基本料金を2割増とさせていただきました。

3 その他の利用料金について

今回の料金改定にあたって練習室や設備利用料金の変更はございません。

4 新料金の適用について

令和7年4月1日（火）以降の利用申請分からとさせていただきます。

松本市音楽文化ホール
館長補佐 安江亘平
TEL 0263-47-2004
FAX 0263-47-2383